

公 告

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により公告する。

なお、その変更届出書等は令和元年 1 1 月 1 5 日から 4 月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

令和元年 1 1 月 1 5 日

岐阜県知事 古田 肇

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

瑞穂ショッピングセンター

瑞穂市穂積字タリ 3 1 1 0 番 1、字向野 3 4 7 4 番 1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

D C Mカーマ株式会社

代表取締役 本田 桂三

愛知県刈谷市日高町三丁目 4 1 1 番地

上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪市浪速区日本橋西一丁目 6 番 5 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

D C Mカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地	D C Mカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(2)大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
D C Mカーマ株式会社 代表取締役 豊田 芳行 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地	D C Mカーマ株式会社 代表取締役 本田 桂三 愛知県刈谷市日高町三丁目411番地
上新電機株式会社 代表取締役 中嶋 克彦 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	上新電機株式会社 代表取締役 金谷 隆平 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
マックスバリュ中部株式会社 代表取締役 鈴木 芳知 名古屋市中区錦一丁目18番22号	マックスバリュ東海株式会社 代表取締役 神尾 啓治 静岡県浜松市東区篠ヶ瀬町1295番地1

4 届出年月日

令和元年11月11日